

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 岡本 誠 司

福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和47年基金規程第4号）の一部を別添のとおり改正したので通知します（改正については下記のとおり）。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の様に改める。

改正後	改正前
(奨学援護金の支給) 第十条 (略) 一～四 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>15,000 円</u> 二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>20,000 円</u> 三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3	(奨学援護金の支給) 第十条 (略) 一～四 (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>14,000 円</u> 二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>18,000 円</u> 三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3

<p>学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>19,000 円</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額 <u>8,000 円</u>とする。 (障害特別援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（基準政令第六条第八項に規定する障害の程度の加重があった場合（基金が定める場合を除く。）にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。）とする。</p> <p>一 第1級 <u>1,435 万円</u></p>	<p>学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>18,000 円</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額 <u>12,000 円</u>とする。 (障害特別援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（基準政令第六条第八項に規定する障害の程度の加重があった場合（基金が定める場合を除く。）にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。）とする。</p> <p>一 第1級 <u>1,540 万円</u></p>
---	--

二	第2級	<u>1,395万円</u>	二	第2級	<u>1,500万円</u>
三	第3級	<u>1,350万円</u>	三	第3級	<u>1,460万円</u>
四	第4級	<u>865万円</u>	四	第4級	<u>875万円</u>
五	第5級	745万円	五	第5級	745万円
六	第6級	<u>620万円</u>	六	第6級	<u>615万円</u>
七	第7級	<u>500万円</u>	七	第7級	<u>485万円</u>
八	第8級	320万円	八	第8級	320万円
九	第9級	<u>255万円</u>	九	第9級	<u>250万円</u>
十	第10級	<u>200万円</u>	十	第10級	<u>195万円</u>
十一	第11級	<u>150万円</u>	十一	第11級	<u>145万円</u>
十二	第12級	<u>110万円</u>	十二	第12級	<u>105万円</u>
十三	第13級	<u>80万円</u>	十三	第13級	<u>75万円</u>
十四	第14級	<u>50万円</u>	十四	第14級	<u>45万円</u>